



第83回市町村議会議員研修会 報告

2026年4月13日 日本共産党議員団

川崎敏美

ZOOM参加：日時 2026年3月27日（金）13:30～15:45

2025年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管破損を原因とする道路陥没事故から1年。この間、全国の自治体で下水道管の点検調査が行われています。老朽化対策の現状と課題、全国ですすめられている上下水道事業の「経営基盤強化」にむけた取組を踏まえ、住民にとって最も重要な社会資本である上下水道事業を維持発展させていくために今、自治体としてどのような対策を講じていったらよいかを学びました。

テーマ 「上下水道の老朽化対策と官民連携・広域化を考える」

講師 平岡和久 立命館大学名誉教授

水谷利亮 下関大学教授

講義内容

— 地方財政論から見た民営化・広域化批判 — 平岡和久 立命館大学名誉教授

①「行政の非効率・ムダ論」への批判

②改正水道法は公営水道の課題を解決しない

2018年の水道法改正は、更新費用の不足や人材確保の遅れなど現在の水道事業が抱える課題の改善にはつながらない。国や都道府県がおろしてくる広域化方針により、地域の良好な水源の活用とは異なる実情にあわない計画が作られる恐れがある。民営化により、水道事業が営利本位に変質し、更新費用の削減や料金の上昇がもたらされる恐れがある。

③民営化は住民・自治体のためでなく経済界のため

水道民営化はなぜ進められるのか問われることがあるが、地方自治体や地域住民にとってのメリットはなく、あくまで水道事業を通して収益をあげようとする経済界が、くり返し実現を求めてきたにすぎない。

④公営水道への財政支援を公平に行わない国の不均衡

国は「コンセッション導入は選択肢の一つ」といいながら、民営化のためならすぐに実行する「軽減措置」を公営の経営改善には行おうとしない。この財政支援の不公平さこそが問題であり、公営事業への適切な財源保障があれば民営化は不要だとする視点。

⑤広域化は民営化の「地ならし」である

広域化には二つの意図がある。一つは民営化の障害となる地方議会の関与をなくすこと、もう一つはシェアを拡大して民営化に有利な市場を形成することである。広域化と民営化は別々の政策ではなく、セットで捉えるべきだ。

⑥コンセッション方式はれっきとした「民営化」

「水道施設運営権者」がコンセッション事業を実施する場合、地方自治体は水道事業休止の許可を受ける必要がなく、運営権者も水道事業経営の認可を受ける必要がない。民間事業者の参入を容易にし、民間事業者の収益の確保や増大のために、経費削減や利用料金高騰が諸外国では起きている。

⑦世界の「再公営化」の潮流と日本の逆行

2015年までに37か国235事業体で再公営化が行われている。民間企業は利潤追求をはかるため現行の料金体系と相反するだけでなく、問題が多発し、再公営化に向かう動きが世界的には潮流となっている。日本だけが逆流していることへの警告です。

水谷利亮（下関市立大学教授）の論点

— 行政学・地方自治論から見た広域化の問題 —

①自治体間連携の「本来のあり方」と政府推進の広域化の違い

現在の研究テーマは「自治体間連携と都道府県機能に関する研究」であり、平岡和久との共著『都道府県出先機関の実証研究－自治体間連携と都道府県機能の分析』（法律文化社、2018年）においてこの問題を実証的に分析している。住民の意思と地域の実情に基づくボトムアップ型の連携と、国・都道府県が上から押しつける広域化は本質的に異なると指摘します。

②広域化で住民の声が届かなくなる

民営化は地方議会の議決が必要だが、広域化に議決はいらない。広域化（企業団）してしまえば民営化は容易だと見るべきで、全県広域化を行った香川県・丸亀市議会から水道の議題は消えた。企業団議会へ住民の意思を反映させることは難しい仕組みになっている。

③都道府県主導の広域化は自治を壊す

広域化は、地域住民が大切にしている古くからの貴重な自己水源を廃止してダム水源比率を高める事例も多く、地域住民が大切にしている水源を奪おうとする「水の自治の破壊」である。水道法第2条の2にある「地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれ

を実施する」に照らして水道システムを構築する必要がある。

④「小さな拠点」とコミュニティ自治との関係

研究テーマの一つが「『小さな拠点』とコミュニティの自治に関する研究」である。中山間地域の小規模水道は地域コミュニティの生活維持に直結しており、効率性だけを理由に廃止・統合することは、コミュニティ自治そのものを破壊するという視点。

⑤都道府県の「補完」機能と「主導」機能の混同を問題視

水谷・平岡の共著は「都道府県出先機関の実証研究－自治体間連携と都道府県機能の分析」がある。都道府県が果たすべきは市町村の自主性を補完・支援する役割であり、市町村の意思を無視して上から広域化を押し進めるのは都道府県の本来の機能を逸脱するという立場です。

⑥水道事業に「骨太方針」「産業化」論を持ち込む危険性

「地方から国を動かす」構図が強調されるが、官邸の周到なシナリオに基づく行動である。「骨太方針 2015」が示した「公的サービスの産業化」方針に即して、経済財政諮問会議の民間議員が「公共施設等の整備等における PPP/PFI による実施の原則化」を提言し、それが水道法改正に組み込まれた。水道の広域化・民営化は、地域の実情から生まれたものでなく、国の「公共サービス成長戦略」の産物だという批判です。

⑦対案としての「住民自治に根ざした自治体間連携」

そもそも水とは何なのか、営利企業にまかせてよいのか、水道設備の維持更新は地方自治体が自らの財政力で負担すべきものなのか、という根本に立ち返った学習や議論が多く地域で必要だ。国主導の統合・民営化ではなく、住民が主体的に参加し、地域の水源と技術を守る自律的な連携こそが持続可能な水道の道だという立場です。

感想

両先生の議論は相互補完的です。平岡先生が地方財政・公共経済の観点から「民営化は住民にとって不利益」という実証的批判を展開するのに対し、水谷先生は行政学・地方自治論の観点から「広域化は住民自治の仕組みを壊す」という制度的批判を担います。この二つの視点を組み合わせることで、経済面でも民主主義面でも多角的な論拠を構成できると思いました。